

官庁営繕事業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会 設置規約

令和5年2月10日 決定

(趣旨)

第1条 官庁営繕事業における監督職員が行う監督・検査におけるデジタル技術の活用促進に向け、監督・検査に活用可能なデジタル技術の要領等に関し、学識経験者及び業界団体からの意見等を踏まえた課題の把握及び今後の方策の検討を行うため、官庁営繕部に「官庁営繕事業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。
2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。
2 検討会の座長は、検討会に属する学識経験者の中から選任する。

(検討会の議事)

第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。
2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

官庁営繕事業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会
委員名簿

委員	蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科	教授
	浦江 真人	東洋大学理工学部建築学科	教授
	中原健太郎	公益社団法人 日本建築士会連合会	構成員
	国本 勇	一般社団法人 日本建設業連合会	建築生産委員会 施工部会 副部会長
	中村 裕介	一般社団法人 全国建設業協会	構成員
	松尾 徹	大臣官房官庁営繕部整備課	課長
	高橋 光明	大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	室長